

# 官製宗教と向き合うキリスト教主義大学

—「信条としての宗教」と「儀礼慣行としての宗教」のはざままで

Christian Universities That Face “State-Made Religion” :  
Between “Religion-as-Belief” and “Religion-as-Practice”

島田 由紀

Yuki SHIMADA

## 序

小泉純一郎前総理大臣の靖国神社参拝以来、「国家と宗教」の問題が再燃している。小泉前首相の靖国参拝は一般の関心も大きく引き付けた。筆者はキリスト教主義大学である本学・フェリス女学院大学において必修の『キリスト教とは何か』という基礎科目を担当しているが、多くの新生の「靖国問題」への関心の高さに驚かされた。一方、マスコミなどでの問題の取り扱い方に影響されてか、多くの学生が「靖国問題」を「外交問題」としてのみ意識していることに違和感を覚えた。「靖国問題」は第一義的には日本における「国家と宗教との関係のあり方」をめぐる問題であり、この問題が大きな問題とされる背景には未解決の「国家神道」の問題がある。

第二次世界大戦終戦直後より今日に至るまで、戦時中の官製宗教「国家神道」の問題は日本において白熱した議論の対象となってきた。日本において各個人が「国家神道」をどのように捉えるのか、は「政教分離」の原則とそれを取り巻く今日の天皇制や政治をどのように考えるのか、という問題と不可分に絡み合っているからである<sup>1</sup>。「国家神道」をどう定義するか、ということ自体が大きな問題を含むものであるが、本稿では差し当たって次のよ

うな理解に立って議論を進めてゆく。つまり、「国家神道」とは、19世紀後半以降日本で国家に支援されて機能したシステムであり、天皇の人格と天皇を取り巻く制度に神秘的な聖性を賦与することによって、国家が統治下の人々に天皇に対する崇敬と忠誠を強制したものである。そして、神道儀礼は、1930年代初頭から1945年に至るまで日本が軍国主義的な拡大を続ける中で、統治下の人々をイデオロギー的に誘導し動員するために利用されたのである。以上のような「国家神道」理解は「国家神道」を幅広く取り過ぎている、と見る向きもあるだろうが、本稿は戦時期の「国家神道」から今日にまで続く「宗教」と「公」に関わる問題を考察するために、上述のような大まかな「国家神道」理解をとりあえず採用する。

キリスト教界に目を向ければ、「国家神道」の問題はやはり難しい問題として横たわってきた。戦時下教会の軍事国家への協力という過去と向き合う作業は、国家・天皇及び教会とその指導者、個々のクリスチャンの過去と現在における責任の問題に繋がってくるからである。

本稿では、近年の「国家神道」及び近代日本の「国家と宗教」に関わる研究に依拠しつつ、アメリカにおける儀礼研究の示唆する、「信条としての宗教」と「儀礼慣行」との相克、という視点に基づいて戦時下教会の国家に対する関係を見直し、今日のキリスト者及びキリスト教主義大学への教訓と示唆を考察したい。

儀礼研究からは特に、アメリカにおける第一人者キャサリン・ベルの著作に負うところが大きい<sup>2</sup>。日本における「国家と宗教」をめぐる研究、殊に「国家神道」研究が時に激しく紛糾する一因は、この問題の研究が政治性を帯びることの他に、問題に迫る際の方法論についての議論が薄いためではないか、と考えられる。ある研究者が「国家神道」の制度面に重点を置く一方、他の研究者は「国家神道」の“教義”的側面やそれが創り出す“言説”に

中心を見る、と言った具合である。こうした混乱は、日本語における「宗教」との語の持つ意味自体にも由来するのではないか。つまり、明治以来「宗教」という日本語は現在に至るまで、英語 religion の訳語としてプロテスタント・キリスト教的な信条中心の宗教理解（「私は何を信じるか」に重心を置く宗教理解）を強く含意する語として定着してきたのに対して、日本の「宗教」事情、特に「国家神道」の問題においては、「信条」に含まれきれない「宗教的慣行」を直接間接に考察しなくてはならない、という齟齬の問題である。もちろん研究の多様性は「国家神道」の問題を多角的に考察する上で重要であるが、方法論の議論を欠けば議論の共通基盤は見出し難くなる。ベルの儀礼研究の労作は、儀礼慣行が、歴史上不変であるかのように社会の中で提示されながら、社会に存在する権力構造を反映していると同時に新たにそうした権力構造を生み出す力があること、またその意味において儀礼慣行は必ず歴史的産物であること、を強調している。こうした儀礼研究の成果は従来の「宗教」理解と異なる枠組みを示唆し、日本における「宗教と国家」を考える上での方法論に共通基盤を提供してくれるのではないかと思うのである。

本稿では第一章において、1941年にプロテスタント合同教会として成立した日本基督教団（以下「教団」）の発行した『日本基督教団時報』（1941 - 1944年、以下『教団時報』）における教会の軍国主義・天皇称揚のプロパガンダを検討する。第二章では、近年の「国家神道」研究における異なったアプローチを上記のような儀礼研究の成果の視点から考察し、次いで、第三章では今日のキリスト教主義大学での「宗教」教育への示唆を考える。

## 第一章 第二次世界大戦下のキリスト教－日本基督教団の戦争協力

『教団時報』が示すのは、「教団」内の施策への国家の深い介入と「教団」の国家追従的な方針の数々である。『教団時報』はほ

とんど、国家による「天皇崇拜」と戦時体制の扇動的機関のような様相を呈しているのである<sup>3</sup>。

『教団時報』には戦時期の官製宗教と関わるいくつかの特徴が見られる。(1)『教団時報』が、「国民儀礼」により天皇への崇敬を表現することを繰り返し信徒に対して奨励し、かつ「国体の本義」の教えの浸透を図っていること。最も象徴的には日本基督教団統理・富田満の伊勢神宮参りがここに含まれる<sup>4</sup>。(2)政府高官が宗教会議等において宗教指導者や教会に対して日本国民及び日本統治下の人々の思想善導を要請し、教団がそれに対して積極的に応答する文言が、『教団時報』上にたびたび掲載されていること<sup>5</sup>。(3)日本基督教団の経済的・思想的な戦争協力の呼びかけがたびたびなされていること。ここには、基督教報国団の結成と活動<sup>6</sup>、貯蓄・戦時献金の奨励<sup>7</sup>、日本占領地への宣教師とクリスチャン入植者の募集<sup>8</sup>などが含まれる。

『教団時報』を通じて日本基督教団は、神道神社において崇敬の意を表する行為と天皇に忠誠と畏敬の念を示す儀礼的行為とはキリスト信仰と矛盾しない、というメッセージを信徒に送ったのである。教会指導者はそうした行為のガイドラインを定め率先してそれを行なって規範を示した。この態度は、明治初期に一部の神道家によって主張され、1930年代以降国家が推進した「国家神道」の思想的基盤の一つであった「神社非宗教論」に行為で追従するものであった。

## 第二章 第二次大戦下の「国家と宗教」をめぐる議論—日本における「宗教」の枠組み

「国家神道」研究において最も包括的な「国家神道」像を提示した村上重良によれば、「国家神道」とは、19世紀後半に全国の神社とその祭礼を全面的に改編し、伊勢神宮を頂点に置きながら神社神道と皇室神道を合成することで成立した、神道の一形態で

ある<sup>9</sup>。村上は、「国家神道」は「神社非宗教論」を掲げて自らの“超宗教的”価値を強調し、他の神道諸宗派・仏教・キリスト教の公認宗教の上に君臨した、とする<sup>10</sup>。「国家神道」は「国体の本義」などを除いて基本信条のようなものを持たないため、個人の内的信仰に訴えることなく、「国民の儀礼」を通して人々の行動や生活に介入する回路となったと言う。多くの研究者が、この村上の「国家神道」理解は今日に至るまで研究史上避けて通れない一つの定説である、としている。村上自身は儀礼研究からの影響には言及していないが、儀礼研究の視点から見ると、村上説は“「国家神道」は慣行主体の宗教であり、信条中心の諸宗教に対して優位を主張した”との線に立っており、宗教の場における「行為」と「信条」の衝突と緊張の問題を的確に意識していると言える。

こうした村上の「国家神道」説に危機感を覚えたのが阪本是丸である。阪本は、村上の主張するような明治期以来の「国家神道」の直線的発展の事実はないこと、明治政府は神社への優遇的取り扱いを常に行なっていたのではないこと、第二次世界大戦中でさえ神道家は政府の中で大きな発言権を有したのではないこと、などを制度史の緻密な実証研究に基づいて指摘・主張した。15代続く神道一家の出身である阪本は、近代神社諸制度とそれに関わる法制度を、多くの場合「国家神道」のイデオロギー的な中心と目される近代天皇制やそこに付随する儀礼から、厳密に分離して考察している。言うなれば阪本は、GHQが使った「国家神道」の語の元来の意味、つまり“国家が主導して国民の軍事動員の装置として創った官製宗教としての「国家神道」”という従来の見方に抗して、“「神道」内部の立場から、神道の本来的姿から一部の神道が逸脱した特定時期における神社諸制度を研究する”、という態度を取っているのである。この発想の逆転は注目すべきであるが、一方、結果として阪本は、天皇や国民の「神道」的儀礼の象徴的な意味、そうした宗教的・半宗教的な儀礼の価値賦与的

意味、そしてそうした儀礼・制度をサポートする法制度の市民生活に対するインパクト、を過小評価、またはまったく無視してしまっているのである<sup>11</sup>。阪本のアプローチはある意味において、「宗教=信じること」との理解の裏返しとも言える。つまり、「意識的な」神道信者の関わる組織と制度に限定し、「非信者」の儀礼参加の副次的意味を度外視しているのである。阪本の制度史実証研究は「国家神道」の一側面を精査するのに大いに有効であるが、この一側面を以って「国家神道」の全体像を論じることは果たして適切なのだろうか。

制度史研究は「国家神道」研究の重要な一翼であるが<sup>12</sup>、対象範囲を神社関連法制度などの狭い範囲にのみ限定した阪本の手法は、他の研究者から批判されている。Helen Hardacre ヘレン・ハーダカーは、教育勅語や大日本帝国憲法なども、法・公教育システムの中での「臣民の義務」の遵守を通じて「国家神道」の価値体系を国民に伝達する回路として利用されたとして、これらも「国家神道」のシステムの一部として考察対象としている<sup>13</sup>。高木博志、磯前順一、山口輝臣らは、近代日本の制度的・文化的変容を考察する中で、「国家神道」の生成を捉えている。これらの研究者の研究はいずれも直接的間接的に、信条中心の宗教理解と儀礼中心の宗教のあり方との間の緊張を意識し、その洞察を「国家神道」理解に援用している<sup>14</sup>。

中でも高木博志は自身の研究への儀礼研究の影響をはっきりと言明しつつ、近代天皇制にまつわる諸制度に文化史的考察を加えている<sup>15</sup>。高木は、有名社寺の祭礼、初詣などの年中行事、文化財・史蹟・名勝、天皇の就任儀礼など、現在の我々にも深く馴染みである、また一方で古来において自然発生的に生じある程度不変の形で今日にまで続いているとのイメージを我々が漠然と抱いている、そうした儀礼・概念・制度にスポットを当て、それらが近代国家の成立過程において、明治以前のあり様と断絶する形で政治

的に整備されてきたことを指摘する。高木によれば、再編・整備の中心は皇室の儀礼であり、その再編に呼応して市井の生活レベルでの諸々の儀礼も再編された。その目標は対国内・対外（対欧州）を意識した日本の「国民国家の形成」であった。高木は「宗教」という枠組みに言及して研究を進めているわけではない。しかし高木の議論は、目に見ることができ、経験することができ、そして参加することができる（あるいは、参加することが強要される場合もある）儀礼や制度が、思考や価値の枠組みを規定する意図をもって国家の主導で創出されるや、その中に共同体や社会の構成員は否応なく巻き込まれてゆく、という構図を明確に描き出している。

ここで、高木の議論自体から少し離れて、この構図を「宗教」の観点から見てみたい。信じる内容によって価値体系が規定される信条中心の宗教の価値観を、信じる者が行為において外に向かって体現しようとするとき、社会・共同体の有力者や多数派の価値体系の反映である儀礼行為と対立・緊張関係に置かれることがあり得る、ということが想像される。「信条中心の宗教」の価値観と「儀礼慣行」の体現する価値観は、行為という「倫理」の場で衝突し得るのである。戦時下の日本基督教団の場合には、“天皇に対する臣民としての儀礼は内面の信条と抵触しない”とした政府見解に従い、外的行為と内面の信条とを切り離すことで両者の対立を存在しないものとした。しかしながら、行為における内的倫理の外面化と、逆に儀礼など外的行為への参加を通じた価値観の内面化、とを考えると、「国家神道」の言説の下での戦時下キリスト者たちに果たして本当に葛藤と緊張がなかったものかどうか、疑わざるを得ない。そして、内的信条と外的行為の間の対立、同時に、信条を中心とする宗教理解と儀礼への参加を中心とした慣行のあり方との間の相克、という視点から戦時下の日本基督教団が直面した問題を考えると、同様の問題は現在にまで続

いていると考えられるのである。

### 第三章 「宗教」教育における今日のキリスト教主義大学の役割と課題

戦時中の教会の国家への協力—戦時体制への経済的・物質的協力と教会組織を通じた信徒・非信徒の思想誘導への協力—の問題は、戦後の日本基督教団の内部でも大きな議論の一つとなってきた。しかしながら、単にキリスト教界内の内紛といった枠を越えて広くインパクトをもたらしたような動きは、教団・教会内部よりもむしろキリスト教主義大学を舞台に起こってきた。1995年6月の1週間、明治学院大学では全学を挙げて戦後50年を記憶する授業の取り組みが行なわれた。一連の取り組みの中で、当時の中山弘正学院長は「明治学院の戦争責任・戦後責任の告白」を公表した<sup>16</sup>。中山の「告白」する「罪」には3つのポイントがある。第一に明治学院が侵略戦争に加担したこと。第二に明治学院で責任ある立場にあった者が学内・学外で諸々の国家的儀礼を推進し思想的に国家に迎合したこと<sup>17</sup>。第三に戦後長い間これらの戦時中の罪を告白してこなかったこと。この3つの罪を中山は、神とアジア諸国の被害者との前に告白したのである<sup>18</sup>。第二次世界大戦中には「国民の儀礼とキリスト者の内的信仰は互いに矛盾しない」と当時唯一存在したプロテスタント・キリスト教団であった日本基督教団が公式に見解を公表していたのであるが、それに対して、50年の年月を要したとは言え、キリスト信仰に基づいて個人・団体が「そのような見解は誤っていた」と公に認めてその告白を外に向けて発信した点で、明治学院と中山の取り組みと「告白」は大きな意義を持つものと言えよう。

しかし、キリスト者が内的信仰と外的行為の間の葛藤に直面したのは、決して過去の出来事ばかりではない。現代のキリスト者が内的信仰と外的行為の齟齬のはざまにおちいった一つの代表的



な「事件」は、昭和天皇病状悪化から死去・葬礼に至る一連の儀礼・慣行であろう。1988年秋から1989年初頭に至る期間、一部のキリスト教主義大学はこの「事件」に直面して大きく揺れた。1988年秋、昭和天皇死去のいわゆる「Xデー」を睨んで多くの大学が学園祭を「自粛」（中止または縮小）する中で、森井眞・明治学院大学学長（当時）が、行事の自粛を行なわない旨、学長声明を出したところ、学長個人・大学関係者に対して、命の危険を感じさせるほどの暴力的な言葉によるハラスメントが殺到した。また、昭和天皇死去後、フェリス女学院大学・明治学院大学を含む4つのキリスト教主義大学の学長（当時）が連名で、大嘗祭・即位の礼という天皇交代の神道儀式に莫大な国費を支出することは憲法の保障する信教の自由と政教分離に抵触する恐れがある、との疑念を公表したのに対して、弓削達・フェリス女学院大学学長（当時）宅に暴力団組員によって銃弾が撃ち込まれた。いずれもキリスト者を含む多くの人々に衝撃を与えた事件であり、個人や団体が、内面の信条・確信の内容に関わらず、外面的には社会において主流なる行動・儀礼に参画することが強制され、それに対して異議を唱える自由が封じられた事件であった。

上記の事件は少なくとも国家によって主導された事件ではなく、国家とは離れた団体や個人が主体となってハラスメントや犯罪を行なったものであるが、その基底にある思考の枠組みは、少なくとも1988年から1989年にかけて昭和天皇の死去をめぐる政府にも共有されていたと言える。1989年1月7日に全国の大学・文化学術関係団体等の長と各都道府県の教育委員会・知事に宛てて文部事務次官から出された通達は、次のような文言から始まっている。「天皇陛下の崩御に際しての弔意奉表については、昭和64年1月7日別添のとおり閣議決定されるとともに、内閣総理大臣謹話及び文部大臣謹話が出されました。ついては、貴機関及び貴管下の学校その他の施設等機関においても下記の方法により

哀悼の意を表することが適当と思われまますのでよろしくご配慮をお願いします」<sup>19</sup>。次いで通達は、弔旗（半旗）掲揚、歌舞音曲の自粛、全校集会での黙祷、学校の休校など、具体的に「哀悼の意」の表し方を定めている。ここに表された政府の立場は、政府の定めた方法による儀礼への参加を半ば強制することは思想・信条の自由と矛盾するものではない、というものである。

こうした政府の立場は、儀礼研究の視座を借りて本稿第二章の終わりで述べた“信条中心の宗教の価値観と共同体・社会の有力者・多数派が儀礼慣行を通じて体现する価値体系とは、行為・倫理の場において衝突し得る”という視点から見ると、信条の自由への侵害として批判されて然るべきである。しかしながら、ここには難しい問題が横たわっている。

第二次大戦下でも「国家神道」に関連して政府に喧伝されたが、現在でも一般にも広く浸透している「宗教」理解に、信条と行為は別個のものであり重なり合うことはない、という暗黙の前提がある。繰り返しになるが、この認識は西欧的・キリスト教的認識に影響された信条中心の「宗教」概念の定着した明治期にさかのぼっており、現在では「宗教」との語自体に上記のような前提が含意されるように一般に定着している。本学で筆者の教えた「キリスト教とは何か」という必修授業においても、学期最初の授業でのアンケートで、約100名の学生のうち約80%の学生が「これまで宗教活動に参加したことはない」と答えた。一方、同じクラスでの別のアンケートでは、やはり約80%の学生が「今年の正月に初詣に行った」と答えている。「初詣を行なった」と答えながら「宗教活動に参加したことはない」と答えた学生にその答えの理由を尋ねると、「神を信じて初詣をするわけではないから」との答えが最も多く返ってきた。このことから、初詣という宗教性を帯びる行事であっても、参加する際に「神を信じる」という思想・信条が伴わないときには、学生たちはそれを「宗教」行為

と見なしていない、ということが分かる。

こうした通念は、近年の大学新生に間だけに浸透しているものではない。国家レベルに目を向けると、市の体育館の起工式における地鎮祭とそれへの公金の支出に対して合憲判決を下した「津地鎮祭訴訟最高裁判決」（昭和52年）は、或る行為が宗教活動に当たるかどうかは、「当該行為の主宰者が宗教家であるかどうか、その順序作法（式次第）が宗教の定める方式に則ったものであるかどうかなど、当該行為の外形的側面のみにとらわれることなく、当該行為の行なわれる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って、客観的に判断しなければならない」（下線は筆者による）、と定めた<sup>20</sup>。合憲判決と合わせて考えるとき、この最高裁判決は明らかに、儀礼行為が或る価値体系を体現しそれを参加者や周囲の者に課す、という側面よりも、行為への「宗教的評価」や行為者の「意図」「目的」「宗教的意識」といった言葉で表されているように「信じられている内容」に注目して、行為の宗教性を判断しているのである<sup>21</sup>。

日本語の「宗教」との語が定着の過程でプロテスタント・キリスト教的な「宗教＝信じること」との意味を強く帯び、日本の宗教土壌の現実との間に大きな齟齬を生じた、とは、前述の磯前や山口ら多くの研究者に指摘されてきたし、そうした齟齬の生む、行為・倫理の場における問題は本稿でも指摘した。このような問題が専門的研究者の間では広く強く意識される一方、「宗教＝信じること」との理解は今さら修正が困難なまでに我々の日常生活に深く根を下ろしている。我々は行き詰まりに面している。

しかし、ここにこそ、キリスト教主義大学における「宗教」教育の果たすことのできる独自の役割があるのではないか。

国公立大学など「研究系」と言われる大学においては、研究対

象・教育内容は細分化している。宗教学・歴史学・哲学などの諸分野で「宗教概念」を扱う授業は行われ得るが、大学に在籍するすべての学生がそうした授業を履修するわけではない。また、そうした授業を履修したときにも、多くの場合、学生はそれぞれが持つ様々な関心の一つとして知識の習得・深化のためにその授業を履修するのであり、それを以って新たな世界観や価値判断基準を構築するまでには、一定の距離があるだろう。

これに対して、多くの私立大学には独自の創立理念がある。特に、フェリス女学院大学を初め、多くのキリスト教主義大学は、キリスト教理念に基づく全人格教育を掲げると共に、基礎教養科目としていわゆる「キリスト教概論」を必修として課している。キリスト教系大学と言えども入学者のほとんどが非キリスト者である昨今の状況で、「キリスト教概論」の授業でもって学生にキリスト教への改宗を迫る、といったやり方は論外であるが、キリスト教科目の担当者の多くが、それぞれのキリスト教観に基づいて授業を行ない、学生の人格形成の手掛かりとしてキリスト教理念を伝達しようとしている、と言えるであろう。教育理念と実際の教育が近い関係にあるキリスト教主義大学においては、こうした授業が大学によって要請されている、と言える。

「宗教概念」を取り扱う授業はこうした環境においてこそ、効果的になされ得るのではないか。学生自身がそれを「宗教」と認識しているか否かは別として、彼女たちを取り巻く環境には、言葉の指し示す内容によって或る価値体系を人に課す思想・宗教、また行為・儀礼への参加によって或る価値体系の内面化を促す社会慣行、は無数にある。それらの思想・宗教や慣行と自分自身の行動との関わりを批判的に観察・検討することは、学生たち自身の生き方、全人格に関わり、ひいては彼女たちが参加する社会のあり様にも関わってくると思われるのである。「信条」に基づく価値判断と「社会慣行」の課す価値体系の間で揺れてきた歴史を

持つキリスト教界・キリスト教主義大学であるからこそ、こうした問題を先鋭的な形で学生たちに提示できるのではないか。ここにキリスト教主義大学の「宗教」教育の使命の一つがあると考えられるのである。

---

【注】

- 1 今日広く用いられている「国家神道」との語は、1945年12月15日の「神道指令」の中で用いられた“State Shintoism”という英単語の翻訳として普及した。この指令は、戦時中の神道と国家の軍国主義的な結びつきを解体することを目的として出されたもので、国家と神道の結びつきとその弊害に対する認識を前提としている。(阪本是丸「国家神道の成立と終焉」、國學院大學日本文化研究所編『日本の宗教と政治—近現代130年の視座から—』所収、88-92頁。) 阪本は神道職の一家より出た神道・日本宗教研究者であり、1930年代から終戦までの「異常」な時期の神道のあり方を「国家神道」という言葉で総括して明治時代初期から連綿と続くものであるかのように叙述することに強い反発を示している。他方、一部政治家などの発言などを見ると、国家と神道の結びつき自体を疑問視しない立場も見受けられる。
- 2 Catherine Bell, *Ritual: Perspectives and Dimensions*. New York: Oxford University Press, 1997.
- 3 「教団」は1939年発布の「宗教団体法」に基づいて設立されており、当初より国家当局の意を強く受けていた。この法律は以下の点で、宗教団体に対する当局（文部省）の大きな権限を確保していた。教団設立には教団規則を示して大臣の認可を受けること（第3条）、教派管長・教団統理者の就任には大臣の認可を受けること（第4条）、教団規則の変更や教団の合併・解散には大臣の認可を受けること（第3条、第5条）、教団教師の宣布する教義や執り行う儀式が「安寧秩序ヲ妨ゲ又ハ臣民タルノ義務ニ背クトキハ」大臣が教師の職務を停止させたり教団認可を取り消したりすること（第16条など）、大臣はいつでも教団を調査する権限を有すること（第18条）。こうした条件を満たして認可を得た団体は「宗教団体」として税制上の特権や教師の選任に関する自治など一定の保護を得たが、認可を得られなかった団体は秘密結社として政府の直接の追及・弾圧にさらされることとなった。(日本基督教団宣教研究所教団史料編纂室『日本基督教団資料集・第1巻』日本基督教団出版局、1997年、395-405頁。)

また「宗教団体法」制定以前にも文部省は、当時はまだ分立していたプロテスタント諸宗派に対し、認可可能な教団の規模について提示していた。それによれば一つの教団は50以上の教会と5000人以上の教会員を持つこととされた。当時日本に存在した23のプロテスタント諸宗派の中でこの条件を満たすのは7つに過ぎず、教団としての認可のために諸宗派のリーダーたちは教会合同を目指すこととなる。日本基督教団はこのようにして、1941年6月に創立、同年11月に認可を受けた。鵜沼裕子『資料による日本キリスト教史』、56 - 57頁。

- 4 昭和17年1月15日号『教団時報』は富田満・日本基督教団統理が「教団」発足を伊勢神宮に報告したことを報じている。昭和17年2月15日号では、紀元節に際し、万世一系を祝い皇室の徳を称えて大東亜共栄圏樹立へのキリスト教界の協力を宣言している。また富田統理は、13の神道宗派、25の仏教宗派、およびカトリックの各長と共に、昭和17年11月26日に皇居で天皇との会見を許された。このことに関して12月15日号『教団時報』は、富田個人としてまた教団としての感謝の意を表明している。

昭和17年11月15日号と12月15日号の『教団時報』には、宮城遥拝・真影と教育勅語への敬礼・国歌斉唱を教会内でクリスチャンとしてどのように行なうべきか、についての手引きが掲載された。この手引きの遵守は『教団時報』の中で繰り返し呼びかけられた。また『教団時報』上、各個教会が明治天皇の誕生を祝い大正天皇の死去を悼むためクリスマスの祝いを自粛する（大正天皇は12月25日死去）ことも呼びかけられた。

また教団は外部からの講師を招いて牧師に「国体の本義」についての研修を受けさせている（昭和17年9月15日号）。

- 5 例えば、昭和17年2月15日付け『教団時報』には、2月8日に行われた神仏基三宗教の宗教報国全国大会の報告が掲載されている。大会は国歌斉唱、宮城遥拝、英霊への感謝黙祷を以って始まり、文部大臣と情報局長が、大東亜共栄圏とその平和の確立のために三宗教が一致して思想的側面から協力するよう、要請している。

昭和17年6月15日号及び10月15日号『教団時報』には文部省宗教局長の長文の論文が掲載されている。論文は、日本のキリスト教が、英米の影響を脱して「国体の本義」に基づく独自の「日本基督教」として自立することを促し、同時に先述の文部大臣・情報局長と同じく、宗教が日本統治下の諸民族の融和と報国に努めることを勧めている。

他にも教団総会、宗教会議などに際しての政府当局者の講話などが『教

---

団時報』には時折掲載されている。

- 6 『教団時報』昭和16年9月15日号、同年12月15日号など。
- 7 『教団時報』昭和16年10月15日号、昭和17年9月15日号など。昭和18年8月号以降の『教団時報』には、戦時献金の呼びかけと募金達成額が毎回掲載されている。昭和19年3月15日号は、戦時特別献金で教団が6機の戦闘機を国に寄贈したことを報じている。
- 8 『教団時報』昭和17年7月15日号など。
- 9 村上重良『国家神道』岩波新書、2002年（初版は1970年）。
- 10 同上118 - 119、133頁など。
- 11 例えば、阪本は、1885年「神社改正之件」という法令を指して、1880年代に政府は西欧の「政教分離」思想を取り入れて神社優遇政策を転換した、と言う。この法令のポイントは、皇室と縁の深い有力神社への政府の支援を厚くし、逆に地方の弱小神社への支援を打ち切るというものであった、と阪本は指摘する。しかし、阪本の主張するように地方の神社にとってはこの政策は政府の支援の喪失を意味する一方、「国家神道」の視点から見れば、皇室関連神社への支援増強は、一部の「神道」の流れに対する国家の結びつきを象徴的に示すもの、と受け取られよう。阪本是丸『国家神道形成過程の研究』岩波書店、1994年、298、305頁。
- 12 以下に言及する磯前順一や山口輝臣も制度研究を踏まえているし、高木博志も自らの研究に大きな影響を及ぼした研究として神道制度史研究の羽賀祥二（『明治維新と宗教』筑摩書房、1994年）を挙げている。
- 13 Helen Hardacre, *Shinto and the State: 1868-1988*. Princeton: Princeton University Press, 1989.
- 14 磯前順一は、まさしく明治期における「宗教」概念の定着と変遷の過程を主題とし、西欧の宗教概念を非西欧圏に持ち込むことから派生する緊張や受容側の視線の西欧との同一化などの文化変容を指摘する。磯前『近代日本の宗教言説とその系譜—宗教・国家・神道』岩波書店、2003年。

山口輝臣の場合、「神社非宗教論」の不備、つまり政府が神社を非宗教としたからと言って「神社が宗教ではないという言明は、現在を生きる多くの人たちにとって、確かにおかしく感じられる」という基本的な立場から一応出発して、「国家神道」に関わった制度の研究に進んでいる。山口の研究は、慣行・儀礼への参加をひとつの基軸として「宗教」を考察する視点には立っていないが、前述の山口の基本的な立場には、儀礼慣行を中心とするあり方を「宗教」の枠組みから完全に除外する

---

ことへの違和感、が含意されていると考えてよい。山口『明治国家と宗教』東京大学出版会、1999年。

- 15 高木博志『近代天皇制の文化史的研究—天皇就任儀礼・年中行事・文化財』校倉書房、1997年。高木は、儀礼研究からはデヴィッド・キャナダインの影響に言明している。前掲書、12頁。
- 16 『心に刻む—敗戦50年・明治学院の自己検証』明治学院、1995年、2—5頁。
- 17 戦時中の日本基督教団統理かつ明治学院の理事長でもあった富田満の伊勢神宮参拝、明治学院院長・矢野貫城が学院において推進した宮城遥拝・靖国神社参拝・真影奉戴などについて、中山は明確に過ち・神の前での罪であると告白した。また明治学院で行なわれた「英霊」参拝を、「偶像崇拜」を禁ずるキリスト信仰に背くものとして指摘している。
- 18 明治学院の取り組み・中山学院長（当時）の告白は朝日新聞・読売新聞・テレビ朝日を初めとする国内マス・メディアと韓国などのマス・メディアによって報じられた。明治学院敗戦50周年事業委員会編『未来への記憶：こくはく—敗戦50年・明治学院の自己検証』ヨルダン社、1995年、123—133頁。
- 19 同通達は、資料として、岩波書店編集部編『明治学院大学1989—学問の自由と天皇制』（岩波書店、1989年）17—20頁に所収。
- 20 平野武『政教分離裁判と国家神道』法律文化社、1995年、8—9頁。
- 21 ただし、この最高裁判決には、多数意見が国家と宗教との結びつきを容易に許して信教の自由を揺るがしかねない、との反対意見が付されている。前掲書、9頁。

#### 【主要な参考資料・参考文献】

『日本基督教団時報』1941—1944年

日本基督教団宣教研究所教団史料編纂室編『日本基督教団資料集・第1巻』  
日本基督教団出版局、1998年

『フェリス女学院100年史』フェリス女学院、1970年

『フェリス女学院110年小史』フェリス女学院、1980年

岩波書店編集部編『明治学院大学1989—学問の自由と天皇制』岩波書店、  
1989年

『心に刻む—敗戦50年・明治学院の自己検証』明治学院、1995年

明治学院敗戦50周年事業委員会編『未来への記憶：こくはく—敗戦50年・  
明治学院の自己検証』ヨルダン社、1995年

Bell, Catherine. *Ritual: Perspectives and Dimensions*. New York: Oxford



---

University Press, 1997.

Hardacre, Helen. *Shinto and the State: 1868-1988*. Princeton: Princeton University Press, 1989.

磯前順一『近代日本の宗教言説とその系譜—宗教・国家・神道』岩波書店、2003年

鵜沼裕子『史料によるキリスト教史』

國學院大學日本文化研究所編『日本の宗教と政治—近現代130年の視座から』成文堂、2001年

阪本是丸『国家神道形成過程の研究』岩波書店、1994年

高木博志『近代天皇制の文化史的研究—天皇就任儀礼・年中行事・文化財』校倉書房、1997年

西川長夫「日本型国民国家の形成—比較史的観点から—」西川長夫・松宮秀治編『幕末・明治期の国民国家形成と文化変容』（新曜社、1995年）所収

羽賀祥二『明治維新と宗教』筑摩書房、1994年

平野武『政教分離裁判と国家神道』法律文化社、1995年

宮地正人『幕末維新时期の文化と情報』名著刊行会、1994年

山口輝臣『明治国家と宗教』東京大学出版会、1999年